



第202300313673号

令和6年3月13日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局

局長 鈴木 由香利

(公 印 省 略)

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定により諮問します。

担当：漁業調整課資源管理担当 清家
電話：0857-26-7315
ファクシミリ：0857-26-8131

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	4.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.4 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン

なお、鳥取県資源管理方針の変更が承認された場合には、以下のとおりとしたい。

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	4.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.4 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	5.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン

**特定水産資源くろまぐろの令和6管理年度における知事管理区分に
配分する漁獲可能量について**

令和6年3月14日
鳥取県漁業調整課

1 令和6管理年度の当初配分（案）

○期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

○当初配分枠：小型魚 4.9 トン、大型魚 6.1 トン（令和5年当初配分枠から変更なし）

（1）鳥取県資源管理方針の一部改正の施行前

種類	知事管理区分	合計 (トン)	配分量 (トン)	配分の考え方	備考
小型魚	鳥取県くろまぐろ漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業）	4.9	4.4	100%（※留保枠、混獲管理分を除く）	前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更するものとする。
	鳥取県その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.4	10%	
大型魚	定置網漁業	6.1	5.4	100%	前管理年度からの繰越し、都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を定置網漁業に配分する。
	鳥取県その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	

（2）鳥取県資源管理方針の一部改正の施行後

種類	知事管理区分	合計（トン）	配分量（トン）	配分の考え方	備考
小型魚	鳥取県くろまぐろ漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業）	4.9	4.4	100%（※留保枠、混獲管理分を除く）	前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更するものとする。
	鳥取県その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.4	10%	
大型魚	鳥取県くろまぐろ漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業）	6.1	5.4	100%	前管理年度からの繰越し、都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を <u>鳥取県くろまぐろ漁業</u> に配分する。
	鳥取県その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	

2 WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）による日本の漁獲枠の状況について

- ・小型魚の漁獲枠は4,725 トン、大型魚の漁獲枠は7,609 トン
（実際には小型魚から大型魚への振替や前年度からの繰越を加味した数字で運用される）
- ・未利用の繰越、小型魚から大型魚への振替等の関連措置は2022～2024年の3年間延長。
- ・令和6管理年度から小型魚枠の30%を上限として、1.47倍して大型魚へ振替できる措置令和5年12月開催の年次総会で決定。

3 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正について

- 青森県大間のクロマグロが安値で流通しているとの通報が水産庁にあり、未報告事案が発生した。この事態を重く受け水産庁は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の改正案を国会へ提出した。公布から2年を超えない範囲での施行としている。

青森県大間の状況

年月	内容
令和3年8月	青森県大間のクロマグロが安値で流通しているとの通報が水産庁にあり水産庁が調査を開始。
令和4年8月	青森県が調査を行ったところ55.7トンの未報告事案があったことを報告。
令和5年2月	青森県警が漁業法違反で産地仲買2社の社長を逮捕。
令和5年3月	青森県警は、産地仲買社長らと共に謀した漁業者22名と水産関連会社1社に書類送検。
令和5年7月	産地仲買2社の社長には懲役4月(執行猶予3年)の有罪判決。漁業者22名については、罰金10万から20万の略式命令。

【主な内容】

- ・特別管理特定水産資源として、くろまぐろ大型魚を指定。
- ・TACの報告事項について、現行の漁獲量に加えて、個体数を追加。
- ・取引時における船舶等の名称、個体の重量等の情報を伝達。
- ・TAC報告義務違反者への罰則の強化(法人重科)。

4 近年の漁獲状況

(単位：トン)

管理年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5※ (2月末現在)	令和5漁獲 可能量※
小型魚(30kg未満)	3.2	3.2	5.8	8.1	10.8	16.0
大型魚(30kg以上)	0	0.1	0.7	4.8	0.4	2.1

(※) 令和5管理年度の現在の漁獲枠は繰越等の追加配分、譲渡により小型魚16.0トン、大型魚2.1トン(令和6年2月20日付けで山口県に大型魚5トン譲渡。)

<根拠法令>

漁業法

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量(以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第3項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第3項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。



5 水管第 2553 号
令和 5 年 12 月 21 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の
通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)
くろまぐろ (小型魚)	4.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	6.1 トン